

第33号議案

府中市立小学校における国家賠償請求事件に関する和解について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市立小学校における国家賠償請求事件について、東京地方裁判所からの和解案の提示に基づき当事者間で合意したので、和解をするものであります。

府中市立小学校における国家賠償請求事件に関する和解について

府中市（以下「市」という。）は、平成14年度に府中市立小学校第6学年児童であった者（以下「原告」という。）から提起された国家賠償請求訴訟について、次のとおり和解をするものとする。

- 1 市は、原告に対し、本件解決金として、既払金を除き、350万円の支払義務があることを認める。
- 2 市は、原告に対し、前項の金員を、原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- 3 原告は、市に対するその余の請求を放棄する。
- 4 原告及び市は、本和解において、原告が府中市立小学校において受けたいじめに関する原告の市に対する損害賠償請求権につき、その将来分を含む一切を解決したものとし、原告と市の間には、本和解条項に定める以外には他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。